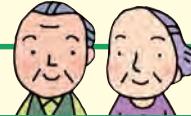


介護保険の財源は、市民のみなさんの保

介護保険は助け合いのしくみです。

介護保険の費用は、サービスを受ける被保険者自身が助け合いの考えに立って、保険料を負担。高齢者(第1号被保険者)の保険料で費用全体の約23%、現役世代(第2号被保険者)の保険料で約27%



第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

[令和3年度～5年度の保険料]

※第1～3段階は保険料軽減強化に伴う、軽減後保険料額となっております。

段階	対象者	負担割合	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30	20,781円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×0.50	34,635円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	48,489円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	62,343円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	69,270円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.15	79,661円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	86,588円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	基準額×1.50	103,905円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.75	121,223円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	138,540円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.10	145,467円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額×2.20	152,394円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.30	159,321円

○実際に納めていたく保険料は10円未満を切り捨てた額となります。

○公的年金収入金額とは、公的年金等控除前の公的年金等(老齢・退職年金など)の収入金額です。

○公的年金収入金額には、遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。

○合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含まれます。

ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人の市民税が課税以外の方は、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)を控除した額とします。

また、保険料賦課年度が令和3年度以降の場合、合計所得金額は、次の計算結果とします。

1.本人の市民税が課税以外の方については、給与所得(給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)から、10万円を控除した額

2.本人の市民税が課税の方については、給与所得または公的年金収入に係る所得が含まれている場合、それらの合計額から、10万円を控除した額

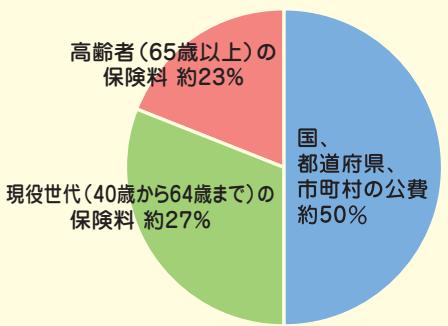
なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

○合計所得金額には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除が適用されません。

○公的年金収入及び合計所得金額は、保険料賦課年度の前年1月～12月の合計です。

○世帯は4月1日(年度途中に資格取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。

保険料で支えられています。



するとともに、これを国民みんなで支えています。具体的には、%、このほか国・都道府県・市町村の公費によってまかなわれています。

保険料の決め方

保険料は、札幌市のサービス提供水準などをもとに決まります。

- 保険料基準額は、介護サービス費用の見込みに応じて3年ごとに設定されます。(令和3年度～5年度までが同一基準額)
- 保険料は、前年の所得などに応じて13段階に区分されており、低所得者の負担が重くならないように配慮されています。

保険料の納め方

●年金からの天引き(特別徴収)

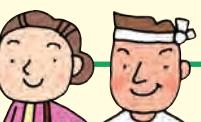
年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として2か月ごとに支払われる年金から、保険料が天引きされます。

●口座振替・納付書による納付(普通徴収)

年金額が年額18万円未満の方など、年金から天引きとならない方は、年10回の納期に分けて、口座振替または納付書で金融機関などから納めることになります。

年額18万円以上の年金を受給されている方でも、年度の途中で65歳になった方や、他市町村から転入した方などは、その年度の保険料は普通徴収となります。また、年金天引きは自動的に開始されるため、手続きの必要はありません。開始の際には、その旨を通知書でお知らせいたします。

第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の保険料



保険料の決め方と納め方

- 加入している医療保険の算定方法により保険料が決まり、医療保険料に上乗せして納めます。
- 納めた保険料は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じて、市町村に交付されます。

●職場の健康保険に加入している方

- 保険料は給与額に応じて異なります。
- 保険料は加入している医療保険のルールで納めていただきます。
 - ・保険料は医療保険料と一体的に徴収されます。
 - ・原則として保険料の半分は事業主が負担します。

●国民健康保険に加入している方

- 保険料は所得などに応じて異なります。
- 保険料は世帯ごとに世帯主に納めていただきます。
 - ・保険料のおよそ半分は公費で負担することになります。
 - ・世帯員である妻などの分も世帯主に納めていただきます。

保険料が減免となる場合があります。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料には、特別な事情により保険料を納めることが困難な方に対して、次のような減免制度があります。

基準に該当し、減免を希望される方は、お住まいの区の区役所保険年金課に相談してください。

以下のすべての基準を満たす方が該当し、第1段階相当の金額まで減額となります。

※第1段階の保険料が適用となっている方は、対象になりません。

①世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下である。

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
120万円	160万円	210万円	260万円

※5人目以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算します。

※算定対象となる収入は、課税の対象となる収入のほか、遺族年金などの非課税所得となるものや仕送りを含め、あらゆる種類の収入となります。

②世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下である。

③別世帯の市町村民税課税者に扶養されていない。

※別世帯のご家族の扶養となっている方は減免に該当しません。

※申請日時点の市町村民税及び健康保険の扶養状況で判断します。

④世帯全員が居住用もしくは事業用以外の不動産を所有していない。

※居住地等以外に別荘や土地などを所有している方は減免に該当しません。

必要書類	・年金振込通知書など世帯全員の令和4年中の収入がわかるものすべて ・世帯全員の預貯金額のわかるもの ・加入されている健康保険の被保険者証
------	--

低所得者減免

居住する家屋などが災害にあった場合に該当し、前年の所得によって、60%から100%までの割合で減額されます。

※該当基準などの詳細につきましては、直接区役所保険年金課にご相談ください。

災害減免

必要書類	消防署が発行する「罹災証明書」など
------	-------------------



所得激減減免

失業などにより、①生計を維持している方の所得と②世帯全員の所得の合計額がそれぞれ前年の1/2以下になっている場合に該当し、下がった所得を基に再計算した保険料との差額分が減額されます。

必要書類	世帯全員の令和5年中の収入がわかるものすべて
------	------------------------



保険料の滞納が続くと…

保険料は、介護保険のサービス給付に必要な費用をまかなうための重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度を維持していく上で、大きな支障になります。そのため、災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納してしまうと、保険料を納付している人との公平を図るために、介護サービスを利用するときに法令に基づいて次の措置がとられることになります。

また、現在介護サービスを受けていなくても、将来介護サービスを受けるときに困ることになりますので、ご注意ください。

第1号被保険者（65歳以上の方）の場合



①納期限から1年以上納付していないとき

介護サービスの利用料（食費・居住費などを含む）の支払い方法が、いったん、費用の全額を支払い、後から申請により保険給付（9割～7割）を受け取る「償還払い」方式に変わります。（申請してから受け取るまでに、およそ1か月かかります。）

②納期限から1年6か月以上納付していないとき

介護サービスの利用料（食費・居住費などを含む）の全額を支払い、後から申請により受け取る保険給付（償還払い）が一時差し止められるほか、差し止められている保険給付額から滞納している保険料相当額が控除されることがあります。

③納期限から2年以上納付していないとき

介護サービスを利用するときに、自己負担額が1割～2割の方は3割、3割の方は4割になります。また、高額サービス費（詳細は33ページ）の支給（払い戻し）や食費・居住（滞在）費の負担軽減（特定入所者介護サービス費、詳細は35・36ページ）が受けられなくなります。納期限から2年以上滞納すると、時効により保険料を納めることができなくなります。



滞納が続くと、介護サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づく滞納処分（預貯金の差押など）を行う場合があります。滞納している保険料がある方は、必ず区役所保険年金課収納（一・二）係にご相談ください。

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の場合



要介護認定などを受けた方で、加入している医療保険に未納の保険料があるとき、利用料の支払方法が通常は費用の1割を負担するところを、いったん全額を支払い、後から申請により9割分を受け取る方式（償還払い方式）になるとともに、保険給付の支払いが一時差し止められることがあります。